慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

| Title | 資本維持概念と資産評価基準の関係 |
|------------------|---|
| Sub Title | The Relationship between Capital Maintenance and Asset Valuation |
| Author | 前川, 千春(Maekawa, Chiharu) |
| Publisher | |
| Publication year | 1995 |
| Jtitle | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.38, No.3 (1995. 8) ,p.65- |
| JaLC DOI | |
| Abstract | 利益計算において資本維持概念は決定的な意味をもつものとして位置づけられていると言ってよいが,利益はそれのみによって決まるわけではなく,採用される資産評価基準によっても影響を受けると考えられている。この点に関して,資本維持概念は「全体利益」を決定するものであり,資産評価は「全体利益」の期間的な先取りや繰延べを行いながらその期間配分を行うものであるという見解が示されている。そこでは資本維持概念と資産評価基準とは相互に独立に期間損益の決定に参加しており,理論的にはすべての資本維持概念がすべての資産評価基準と結び |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19950800-00685659 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1995年6月6日掲載承認

三田商学研究 第38巻第3号 1995年8月

資本維持概念と資産評価基準の関係

前川千春

<要約>

利益計算において資本維持概念は決定的な意味をもつものとして位置づけられていると言ってよいが、利益はそれのみによって決まるわけではなく、採用される資産評価基準によっても影響を受けると考えられている。この点に関して、資本維持概念は「全体利益」を決定するものであり、資産評価は「全体利益」の期間的な先取りや繰延べを行いながらその期間配分を行うものであるという見解が示されている。そこでは資本維持概念と資産評価基準とは相互に独立に期間損益の決定に参加しており、理論的にはすべての資本維持概念がすべての資産評価基準と結び付きうると主張されている。

種々の資本維持概念も会計上の資本維持概念としては統一的に説明されることが必要であり,したがって,その所説は注目に値するものである。しかし,同じ主張を行いながら,論者によって採られる計算方法が一致していないことに端的に表れているように,その場合の「結び付く」ということの意味は必ずしも明らかであるとは言い難い。それゆえ,全体利益と期間利益によって説明される資本維持概念と資産評価基準の関係も,提示されている資本維持概念と資産評価基準のすべてについて全く同じに成立すると言えるのかどうか疑問である。本稿では,資本維持概念と資産評価基準とは相互に独立に期間損益の決定に参加しているという場合の独立とはいかなる意味なのか,また,すべての資本維持概念はすべての資産評価基準と結び付きうるというのはいかなるレベルにおいて言えることなのか,代表的な資本維持概念である名目資本維持概念,一般購買力資本維持概念,物的資本維持概念の三つを取り上げながら考察している。

<キーワード>

資本維持概念,資産評価基準,全体利益,期間利益,名目資本維持概念,一般購買力資本維持概念 (実質資本維持概念),物的資本維持概念 (実体資本維持概念)

I はじめに

一般的には、何らかの形で歴史的原価以外の価値基準を取り入れた会計システムは、物価変動会計、価格変動会計、あるいはインフレーション会計などといった呼び名で総括的に取得原価主義会

計に対峙させられることが多いが、それらを研究するにあたって資本維持概念に焦点を合わせたアプローチを採ることは最も基礎的であると同時に最も究極的な研究方法の一つとして扱われているように思われる。会計の主たる目的は利益の計算であり、その意義は現在も薄れてはいないように思われるが、その利益計算において資本維持概念というものを決定的な意味をもつものとして位置づけようとする考え方に基づいていると言えるであろう。

ところで,利益計算において資本維持概念が決定的な意味をもつというものの,常にそれのみに よって利益は決まるわけではなく,採用される資産評価基準によっても影響を受けると考えられて いるようである。要するに利益は資本維持概念と資産評価基準との組み合わせによって決定される ことになるという見方である。たとえば,取得原価主義会計と呼ばれる現行の会計システムも,資 本維持概念として名目資本維持概念を採用し、資産評価基準として取得原価基準を採用したものと して把捉されるのである。これは、取得原価主義会計に慣れ親しんだものにとっては、組み合わせ というよりは、むしろ分解といった感じがするかもしれない。しかし、この指摘は単に取得原価主 義会計が名目での資本維持と取得原価での資産評価に分解できるということに止まるものではな い。そこでは,この資本維持概念を他の資産評価基準と結び付けた会計システムというものも成立 しうるという点に,より重きが置かれているように思われる。資産評価を時価で行う,ある種の会 計システムが提案された際,それは資産評価は時価で行うものの資本維持概念としては取得原価主 義会計と同じ名目資本維持概念を採用するものであることが多くの人によって指摘され、当該シス テムがそのようなものとして,つまり,資産評価基準には時価を資本維持概念には名目資本維持概 念を採用するシステムとして説明されることによって,名目資本維持会計イコール取得原価主義会 計ではないことが強調されるようになり,その考え方は現在ではある程度確立されたものとして扱 われていると言ってもよい。

さらに、ここで注目すべきは、このような組み合わせが決して特別に成り立つ場合として捉えられているのではなく、利益は資本維持概念と資産評価基準との組み合わせによって決定されるという主張においては、すべての資本維持概念がすべての資産評価基準と結び付きうると考えられているのであって、上のような会計システムも、そしてまた、取得原価主義会計も、多くの組み合わせの中の一つにすぎないものとして捉えられているということである。

このように、すべての資産評価基準はすべての資本維持概念と結び付きうるものであるという考え方は決して新しいものではなく、以前より、シュウェイダー (K.Shwayder) らによって主張されているものである。彼らによれば、資本維持概念は全体利益を決定するものであり、資産評価はその

¹⁾ Keith Shwayder, "The Capital Maintenance Rule and the Net Asset Valuation Rule", *The Accounting Review*, April, 1969, pp.304—316, および, 田中茂次『利潤計算論』中央経済社, 1970年, p.8, 『物価変動会計の基礎理論』同文館, 1989年, pp.8-28。田中は, 資本維持概念として名目資本維持概念, 一般購買力資本維持概念, 物的資本維持概念, 成果資本維持概念の四つを, また, 資産評価基 /

全体利益について期間配分を行うものであると位置づけられている。また、そこでは資本維持概念と資産評価基準とは相互に独立に期間損益の決定に参加していると説明されている。

しかし、すべての資産評価基準がすべての資本維持概念と結び付きうるものであり、また、資産評価基準と資本維持概念とは相互に独立に期間損益の決定に参加しているという同じ主張を行いながらも論者によって採られる計算方法が一致していないことに端的に表れているように、その場合の結び付くということの意味は今なお必ずしも明らかにされているとは言い難いように思われる。このことは、結局、利益計算において資本維持概念は何を決定するものであるのか、そして資産評価基準の果たす役割は何であるのか、また、両者が独立とはどういうことなのかについての説明がいまだ十分とは言えないことを物語っているのではないかと思う。仮に単なる計算それ自体は可能であったとしても、そこで利益として算定された数値は何を意味しているのか、同時に、様々な資産評価基準によって作成される貸借対照表は何を表しているのか、もっと踏み込んだ考察が必要ではないかという印象を受ける。かかる観点より、本稿では、資本維持概念と資産評価基準とは相互に独立に期間損益の決定に参加しているという場合の独立とはいかなる意味であるのか、また、すべての資本維持概念はすべての資産評価基準と結び付きうるというのはいかなるレベルにおいて言えることなのかを検討していきたいと思う。

Ⅱ 種々の資本維持概念の意味と資産評価の影響

1. 種々の資本維持概念の意味

これまで幾つかのものが資本維持概念として提唱されてきたが,最もよく議論されるものとしては次の三つ,すなわち,名目資本維持概念,一般購買力資本維持概念,物的資本維持概念,が挙げられる。このように三つを区別されるものとして取り上げておきながら矛盾するようではあるが,これらの意味を説明すること自体,そもそも非常に難しいことであると言わなければならない。しかしながら,ここでは論を進める都合上,一応これらを,異なる資本維持概念として区別され,なおかつ考えられうる会計上の資本維持概念としてある程度承認されているものとして扱っておくことにする。一般に,これら三つの資本維持概念は次のように説明されることが多い。

第一の名目資本維持概念は資本を貨幣そのものとみるものであり、第二の一般購買力資本維持概念は資本を貨幣そのものではなく貨幣の財一般に対する購買力とみるもので、名目資本維持概念に

[○]準として取得原価,修正原価,取替原価,販売価格,現在割引価値の五つを,それぞれ並列的に挙げ, 理論的にはこれらすべての資本維持概念と資産評価基準は結び付きうるものであるとしている。シュウェイダーは,マトリックスに産出価値を載せていないが,含めても構わないと述べていることから, そこでも,資本維持概念と資産評価基準,両者について少なくとも田中と同じだけのものは想定されていると考えてよいであろう。

対して実質資本維持概念と呼ばれたりもする。第三の物的資本維持概念は,資本を具体的な物財と みるものであり,実体資本維持概念とも言われている。名目資本維持概念と一般購買力資本維持概 念は貨幣的資本維持概念あるいは財務的資本維持概念と総称されて物的資本維持概念と対比させら れることもある。

そして、これらの資本維持概念の意味、また、各種資本維持概念間の相違点を明らかにするため に、しばしば次のような数値例が用いられる。

<資 料>



現金¥1,000,資本金¥1,000からなる期首貸借対照表がある。 ただちに、A商品10個を単価¥100で購入し、代金は現金で支払った。 期末にA商品10個を単価¥150で販売し、代金は現金で受け取った。 期末時点におけるA商品の取替原価は1個あたり¥130である。 期首の一般物価指数は100、期末の一般物価指数は120である。

これらの資料から各資本維持概念に基づいて利益計算を行うと次のようになる。

(A) 名目資本維持概念を採った場合

| 期末貸債 | 昔対照表 | | | 損益詞 | †算書 | |
|-----------|-------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----|-------|
| 現 金 1,500 | 資本金純利益 | 1,000 500 1,500 | 売上原価純 利 益 | 1,000 500 1,500 | 売上 | 1,500 |

(B) 一般購買力資本維持概念を採った場合

| 期末貸付 | | 損益診 | †算書 | | | |
|-----------|--------|-----------------------|---------|-----------------------|----|-------|
| 現 金 1,500 | 資本金純利益 | 1,200 300 1,500 | 売上原価純利益 | 1,200 300 1,500 | 売上 | 1,500 |

(C) 物的資本維持概念を採った場合

| 期末貸借 | | 損益語 | †算書 | | | |
|-----------|-----|-----------------------|-----------|-----------------------|----|-------|
| 現 金 1,500 | 資本金 | 1,300 200 1,500 | 売上原価純 利 益 | 1,300 200 1,500 | 売上 | 1,500 |

この例示においては期末資産は貨幣¥1,500のみであるので期末資本は¥1,500ということにな る。名目資本維持概念のもとでは「維持すべき資本」は期首の貨幣量そのものと考えられるので、 利益は,期末資本¥1,500-「維持すべき資本」¥1,000=¥500と計算される。次に,一般購買力資 本維持概念のもとでは「維持すべき資本」は期首資本の一般購買力と考えられるので,まず,期首 時点の貨幣¥1,000と同じ大きさの一般購買力が期末時点の貨幣でいくらと表わされるかを算定し なくてはならない。期首時点での一般物価指数は100,期末時点での一般物価指数は120であるか ら、期首の貨幣¥1,000と等しい大きさの一般購買力をもつのは期末の貨幣¥1,200であるというこ とになる (¥1,000×120/100=¥1,200)。したがって,利益は,期末資本¥1,500-「維持すべき資本」 ¥1,200=¥300と計算される。最後に物的資本維持概念であるが,この資本維持概念のもとでは資 本は物財そのものと考えられるので,期首の資本はA商品10個,「維持すべき資本」もA商品10個と いうことになる。期末の資本は貨幣額で¥1,500と測定されるが、ここに、A商品10個があるかど うかをまず確認しなくてはならない。A商品10個は実際には再調達されていないが、A商品の期末 時点での再調達価格を用いて、「維持すべき資本」の大きさは貨幣額¥1,300 (=¥130×10) で表わさ れることになる。したがって、利益は、期末資本¥1,500-「維持すべき資本 | ¥1,300=¥200と計算 される。いずれの場合も期末資本は同じく¥1,500と測定されるが、「維持すべき資本」の額が異な るために計算される利益額は違ったものになっている。

上の説明は、資本維持計算を、貸借対照表の観点から行ったものであるということができるが、資本維持計算は同時に損益計算書の観点からも説明されうる。名目資本維持概念のもとでは、売上高は貨幣の収入額そのままの¥1,500(=¥150×10),一方、売上原価はA商品10個の購入のために充てられた貨幣の支出額¥1,000(=¥100×10)と測定されるので、利益は、売上高¥1,500一売上原価¥1,000=¥500と計算される。次に、一般購買力資本維持概念の場合であるが、利益の計算をまず商品販売時点で行うと、売上高は貨幣の収入額¥1,500、売上原価はA商品10個の購入のために充てられた貨幣の支出額¥1,000と同じ一般購買力をもつ商品販売時点での貨幣額¥1,200(=¥1,000×120/100)と測定されるので、利益は、売上高¥1,500一売上原価¥1,200=¥300と計算される。この設例の場合、販売時点は期末時点と同じであるので、実際には換算は不要(¥300×120/120=¥300)であるが、販売時点が期末時点と同じであるので、実際には換算は不要(¥300×120/120=¥300)であるが、販売時点が期末時点と異なり一般物価指数に変動がある場合には、この¥300を今度は期末時点の貨幣に換算しなければならない。あるいは、また、売上高と売上原価、それぞれを期末時点の貨幣で測定して、その差として利益を求めることもできる。当然、どちらの方法でも利益は等しくなるが、ここで算定された利益額は先の貸借対照表観点から計算された利益額とは

²⁾ この点に関しては、先の二つの貨幣的資本維持概念と同じ事例のもとで説明することがそもそも難しいのであるが、ここでは期首の資本はA商品10個と考えられるということにしておく。逆に、期首の貸借対照表を貨幣以外のもの、つまり、物財から出発させると、今度はそこにいくらの貨幣資本が存在すると考えられるかという問題が最初から起こってくることになる。

異なるものになるであろう。この差額は販売時点から期末時点の間に貨幣の保有によって生じた保有損益(購買力損益)とみなされる。最後に、物的資本維持概念の場合には、売上高は貨幣の収入額 ¥1,500で、売上原価は費消されたA商品10個の取替原価¥1,300 (= ¥130×10) で測定されることになる。したがって、利益は、売上高¥1,500-売上原価¥1,300= ¥200と計算される。

この類の例示を見るものは、「維持すべき資本」の決定は同時に費用の決定でもあることを知るであろう。つまり、資本を維持するということは、要は費消分を補塡するということであり、損益計算上、補塡というのは費用の計上によってなされるということである。以上より、利益を決定するのは資本維持概念であるという主張は正しい、というより、そのような役割を果たすものとして資本維持概念は措定されているということが一応、理解されるのではないかと思う。

2. 利益計算における資産評価基準の影響

先の設例は,資本維持概念の基本的な意味を理解させるのには有効であったかもしれないが,利益計算における資産評価基準の影響はいっさい考慮外に置かれていた。そこで,今度は,設例を,A商品10個のうち4個は販売されずに残っていたというものに変えてみよう。先程は,商品はすべて販売され,最終的な期末資産は貨幣のみであったために資産の評価に関する問題は起こらなかったが,もし,販売されずに残っていた商品がある場合には利益はどのように測定されることになるであろうか。

採用される資産評価基準によって利益計算がどのような影響を受けることになるかを説明する

期末貸借対照表 損益計算書 600 売 上 900 900 資本金 1.000 売上原価 現 金 純 利 益 300 純利益 300 品 400 商 1,300 1,300 900 900

(A) ①取得原価/名目資本維持概念の場合

(A) ②取替原価/名目資本維持概念の場合

| | | | 期末貸信 | 昔対照表 | | | 損益詞 | †算書 | |
|---|----|----|------|--------|-----|------|-------------------|---------------------|---------------------------------|
| 1,420 1,420 900 純利益 420 操業利益 12 保有利得 実現 18 未実現 12 | 現商 | 金品 | 520 | 資本金純利益 | 420 | 操業利益 | 120 900 420 | 操業利益 保有利得 実 現 | 900 120 180 120 420 |

際,取り上げられるのは殆どの場合,名目資本維持概念であるので,まず,それから見てみることにしよう。資産評価を取得原価で行った場合と取替原価で行った場合の利益計算結果は下に示すとおりである。なお,最初にも述べたように,損益計算構造を資本維持概念と資産評価基準の組み合わせと捉える見解によれば,取得原価主義会計と称される現行の会計システムは,(A)①の取得原価での資産評価と名目での資本維持との組み合わせであると説明される。

さて、期末において、期首の資本¥1,000が維持されているかどうか、また、余剰分あるいは不足 分はいくらか、ということを確認するためには、A商品4個を貨幣額で評価しなければならない。 そこで、(A) ①では,商品の評価基準として取得原価を,(A) ②では,取替原価を採用するとい うわけである。(A) ①では,商品を取得原価,すなわち¥400 (=¥100×4) で評価するので,期末 資本は, 現金¥900+商品¥400=¥1,300, 利益は, 期末資本¥1,300-「維持すべき資本」¥1,000== ¥300と計算される。これを損益計算書の観点から見れば、売上高は貨幣の収入額そのままの¥900 (=¥150×6), 売上原価はA商品6個の購入に充てられた貨幣の支出額¥600(=¥100×6)で測定さ れ、利益は売上高¥900-売上原価¥600=¥300と計算される。他方、(A) ②では、商品を取替原 価, すなわち¥520 (=¥130×4) で評価するので,期末資本は,現金¥900+商品¥520=¥1,420,利 益は、期末資本¥1,420-「維持すべき資本」¥1,000=¥420と計算される。損益計算書は様々な形 で作成されうると思うが,通常は売上原価を販売時の取替原価¥780 (=¥130×6) で測定し,これ を売上高の¥900と対応させることによって操業利益¥120を算定する形で示される。ここで取得原 価との差額 (¥130-¥100)×6=¥180は実現保有利得として認識されるが,未販売の A 商品 4 個 についても,期末時点までの仕入価格の変動分 (¥130-¥100)×4=¥120が未実現の保有利得と して認識され,当期の利益に含められることになる。(A) ①, (A) ②, ともに「維持すべき資 本」は¥1,000で、資本維持概念としては同じ名目資本維持概念を採用していることに変わりはな いのに、計算された利益額は異なっている。したがって、利益は資本維持概念だけで決まるのでは なく、資産評価基準によっても影響を受けるということが一応は示されたことになるであろう。

では、いったい資本維持概念と資産評価基準、この二つはどのような関係にあると言えるであろうか、これを次に考えてみよう。

³⁾ ただし、これは名目資本維持概念に関して、しかも、この説明の限りにおいて言えることである。名目資本維持概念のもとでは取得原価以外の資産評価基準を採った場合でも利益計算は比較的容易なものとみなされている、というか、与えられた条件の下で、利益計算が不可能であるとか、あるいは、異なる答え一利益数値一を主張するものはまずいないと言ってよい。勿論、これは、(A)②のような会計システムが実際に提唱され、計算方法も併せて既に会計学の分野で広く定着した考え方となっているからであろうが、他の資本維持概念のもとでの資産評価、あるいは利益計算、との整合性、つまりは会計上の資本維持概念と資産評価の意味を全体としてどこまで統一的に説明することができるかということを考えるにあたって、この名目資本維持概念のもとでの資産評価の意味ないしは利益の意味についても、あらためて考察の対象とされることが必要なのではないかと思う。この論文の目的はその必要性を指摘することでもある。

Ⅲ 資本維持概念と資産評価基準の関係

1. 資本維持概念と資産評価基準の関係についての説明

利益は資本維持概念と資産評価基準の組み合わせによって決定されるのであり、理論的には、すべての資本維持概念とすべての資産評価基準が結び付きうると主張する論者は、資本維持概念と資産評価基準の関係をどのように説明しているであろうか。

田中は、利益概念の多様性は価値測定にかかわる要素だけを取り出して考察すると、二つの側面、すなわち「資本維持」と「資産評価」に対する考え方の違いから生じるものであるとし、損益測定における資本維持概念と資産評価基準の役割について、資本維持概念は「全体利益」を決定するものであり、資産評価基準は「全体利益の期間配分」を行うものであると説明している。そして、これらの関係を明らかにするために、以下のような簡単な数値例を設定し、資産評価基準として①原価主義、②低価法(取替原価を適用)、③取替原価評価、の三つを取り上げてその計算結果を比較させている。

<設 例>

名目資本維持を仮定して資本修正は全く行わない。

第1期の期首に商品¥100を取得し、第3期の期末時点でそれを¥150で販売した。 取替原価は第1期末に¥120、第2期末に¥90、第3期末に¥110であった。

| | 第1期利益 | 第2期利益 | 第3期利益 | 全体利益 |
|--------|-------|-------|-------|------|
| 原価主義評価 | 0 | 0 | 50 | 50 |
| 低価主義評価 | 0 | -10 | +60 | 50 |
| 取替原価評価 | +20 | -30 | +60 | 50 |

田中は、この計算結果から、いずれの場合も、全体利益は収入額¥150と支出額¥100との差額 ¥50 に等しく、異なった評価基準は一定の全体利益¥50 について異なった期間配分をもたらすに すぎない、すなわち、資産評価は特定の資本維持概念によって決定される全体利益の期間的な先取

⁴⁾ 田中,『物価変動会計の基礎理論』、p.8。なお、田中は「全体利益」について次のように説明している。「利益というとき、期間損益計算との関連では、それを全体利益と期間利益とに概念的に分けて考えることができる。一般には、全体利益という用語は、会計では、或る企業実体が営業を開始してから解散するまでの、全生涯にわたる利益の合計額を指すものとして用いられている。…このような全体利益は、企業が解散するまでは計算されない。しかし、それだからといって、この概念は意味がないことにはならない。現実に計算されている期間利益は、まだ解散時点にいたらない中間時点までの各期間利益であるが、このような期間損益計算は、もともと企業の全期間の全体計算を人為的に区切ったものである。したがって、現実には、各期間の損益計算では、一区切りの期間利益を計算しながら、本来的にはそれを『全体利益の一部として』計算していることになる。このことの意味は、全体期間における企業活動は、種々の異なった投資期間をもった個別的取引の積み重ねであることに注目すれば、明らかになることである。」と。同書、pp.14-16。

⁵⁾ 田中,『物価変動会計の基礎理論』, p.22。

りや繰延べを行いながら、その期間配分を行っている、と説明している。

シュウェイダーも,二期間で終了する企業を想定し,一般購買力資本維持概念のもとでの期間利益計算を四つの異なる資産評価基準を用いて行い,田中と同様に,各期の利益は資産評価基準によって異なるが,いずれの場合でも全体利益は等しくなることを示そうとしている。

さて、田中が提示している上の数値例を見れば、その主張どおり、「資本維持概念は全体利益を決定づける概念であり、資産評価は全体利益の期間的な先取りや繰延べを行いながら、その期間配分を行っている」ということが言えるようにも思う。田中の設例は名目資本維持概念を採用しているわけだが、一般購買力資本維持概念の場合を例に挙げているシュウェイダーの計算結果についても、田中のこの説明は当てはまっているかのように見える。

しかし、である。田中はまた別の詳細な数値例を設定し、一般購買力資本維持概念のもとで種々の資産評価基準を採用した場合の利益計算方法についても具体的に示しているが、そこで示されている方法は、シュウェイダーのものと重要な点で異なっている。さらに、田中は物的資本維持概念の場合についても幾つか計算例を示しているが、それを見ると尚のこと、資本維持概念と資産評価基準の関係についての田中の説明は、上の例示で見るほど単純に理解されらるものではないように思えてくるのである。以下、その点について詳しく見ていくことにする。

2. 両見解の相違点および疑問点

前章と同じ**数**値例を使って,名目資本以外の資本維持概念のもとでの利益計算について考えてみよう。

一般購買力資本維持概念のもとでの利益計算システムとしては,下の(B)①のように,一般物価指数を用いて修正された修正原価で資産評価を行うものが一般には最もよく知られている。しかし,一般購買力資本維持概念のもとでも,(B)②のように,取替原価で資産評価を行う計算システムも大分以前より提唱されており,これは,先の(A)②の計算システムについてさらに貨幣の一般購買力の変動をも考慮したものであると説明されている。

一般購買力資本維持概念にもとづく計算システムとしては,この二つだけを取り上げている文献も多いのではないかと思うが,それ以外の資産評価基準を用いた場合に利益はどのように計算されるのであろうか。シュウェイダーや田中は,理論的にはすべての資本維持概念とすべての資産評価基準は結び付きうるものとしているものの,説明が省略されている組み合わせも多い。しかし,その中で,注目に値するのは,シュウェイダーと田中,両者において,一般購買力資本維持概念のもとで資産評価に取得原価を用いた利益計算の方法が示されていることであり,しかも,その示された方法が同じでないということである(シュウェイダーの方法でも,田中の方法でも,資産評価を,修正原

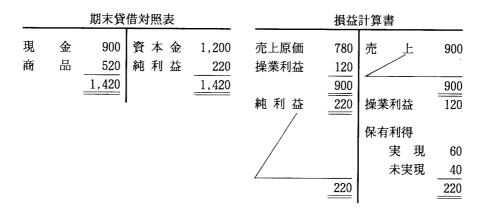
⁶⁾ Shwayder, 前掲論文, pp.309-313。

三 田 商 学 研 究

(B) ①修正原価/一般購買力資本維持概念の場合

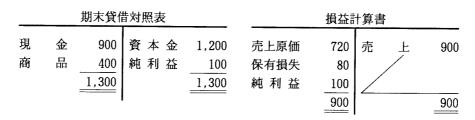
| 期末貸借対照表 | | | | | | 損益詞 | †算書 | |
|---------|--------|------------|---|--------------|--------------|------------|-----|-----|
| 現 商 | 金 品 | 900 480 | 資本金純利益 | 1,200 180 | 売上原価 純 利 益 | 720 180 | 売上 | 900 |
| | | 1,380 | , | 1,380 | 7 C 7 C 1112 | 900 | | 900 |

(B) ②取替原価/一般購買力資本維持概念の場合



価で行った場合,取替原価で行った場合は,それぞれ,(B)①,(B)②と同じ計算結果になると考えられ⁷⁾る)。この点については田中自身が指摘しているところでもあるが,両者の方法の違いを上と同じ設例のもとで確認してみよう。

(B) ③取得原価/一般購買力資本維持概念——シュウェイダーの場合



(B)③ 取得原価/一般購買力資本維持概念——田中の場合

| 期末貸借対照表 | | | | | 損益詞 | †算書 | | |
|---------|----|-----|-----|-----------------------|---------------|-------------------|----|-----|
| 現 商 | 金品 | 900 | 純利益 | 1,120 180 1,300 | 売上原価 純 利 益 | 720 180 900 | 売上 | 900 |

シュウェイダーと田中、それぞれの計算方法に従えば利益の計算はこのように行われることになるのではないかと思う。どちらの方法でも期末の貸借対照表の商品は¥400 (=¥100×4) と取得原

⁷⁾ 田中,『物価変動会計の基礎理論』, pp.126-129, および, Shwayder, 前掲論文, pp.310-312。

価で表示されている。取得原価で資産評価を行った場合ということであるわけだから、当然と言えば当然のことかもしれないが、ここでは、取敢えず取得原価で表示されてあるとしておきたいと思う。さて、では両者の違いは何であろうか。貸借対照表の借方は全く同じであるのに計算された利益額は異なっている。その原因は資本修正の金額の違いにあることは明らかである。また、損益計算書から見れば、両者の違いは保有損失の計上の有無にあることも一目瞭然であろう。

シュウェイダーも田中も、自らの方法を取得原価での資産評価と一般購買力資本維持概念との組み合わせと説明しているのに、何故、そのような違いが生じてくるのであろうか。シュウェイダーの方法は、(B)①、(B)②のもとでの利益計算の場合と同様に、貸借対照表の資本、つまり維持すべき資本の額は、期首の資本¥1,000に一般物価指数の変動率120/100を乗じて¥1,200と計算され、これがそのまま取得原価で評価された純資産の金額¥1,300と比較されて差額の¥100が利益として求められる形になっている。一方、田中の場合には、貸借対照表の資本、つまり維持すべき資本の額は、¥1,120と表示され、これが取得原価で評価された純資産の金額¥1,300と比較されて差額の¥180が利益として求められる形になっている。

田中によれば、資本修正についても実現部分と未実現部分に分けられる、というより、分けることが大切で、ここの設例で言えば、売上原価の修正¥120に対応する部分だけが実現資本修正であるとされる。修正原価で資産評価を行う(B)①場合、貸借対照表借方の商品修正額 ¥80と貸方の資本修正のうちの¥80は未実現のものであり、この双方の未実現部分を相殺すれば取得原価評価の貸借対照表になるというのである。このような貸借対照表上での相殺は損益計算には全く影響しないので、取得原価評価の場合の損益計算書は基本的に修正原価評価の場合の(B)①の損益計算書と同じものになる。このような見解のもと、田中は、シュウェイダーのような方法に対して、「資産評価を取得原価で表示するために、資産の未実現費用を実現費用に強引に転化させたもので、その結果、費用の先取りと利益の過少評価が生じているのは明らか」と述べ、そこで計算された利益額には理論的な意味はないと批判している。ここでの数値例を田中の解説に当てはめてみると、シュウェイダー的計算方法では、資本修正の総額¥200が期間損益計算に含まれており、そのため実現資本修正に対応する費用修正¥120のほかに、さらに未実現資本修正に対応する資産修正額¥80も追加的に費用に計上され、その結果、利益はその追加費用額¥80だけ減少している、ということになる。

シュウェイダーの計算結果に対する,田中のこのような批判的分析はそれなりに論拠のあるものとして受け入れられるであろうが,注目すべきは批判そのものではない。田中は,シュウェイダーのような計算方法は非論理的なものであると批判しつつも,(少なくとも資本維持概念として一般購買力資本維持概念を採った場合に)取得原価と修正原価は異なる資産評価基準として他の資産評価基準

⁸⁾ 田中,上掲書, p.129。

と同列に扱うことはできない,ないしは,一般購買力資本維持概念と取得原価評価とは結び付かないと結論しているわけではない。田中はあくまで一般購買力資本維持概念と取得原価の資産評価とは結び付くと主張しているのであり,積極的にその結合型として(B)③ を提示しているのである。しかも,もともと田中は,取得原価と修正原価を資産評価基準として取替原価や販売価格などと一緒に並列表示しており,そこに挙げられている資本維持概念と資産評価基準のすべてについて結合型を考えることができるとしている。

しかし、示された計算方法を見ればわかるように、一般購買力資本維持概念のもとで資産評価基準に取得原価を採用したとされる場合に計算される期間損益は、資産評価基準に修正原価を採用したとされる場合と常に等しくなることは明らかである、というより、等しくなるように資産評価に応じて資本修正の額が変えられるのである。したがって、その場合の資産評価の意味は他の場合とは本質的に違ったものになっているのではないかと考えられ、シュウェイダーとはレベルを異にするものの、田中の計算方法を採った場合にも利益計算全体の整合性という点から問題は生じていると見做されるのではなかろうか。田中の主張する計算方法はシュウェイダーに対する批判的分析と併せると、むしろ、「全体利益を決定づけるのは資本維持概念であり、異なった評価基準は一定の全体利益について異なった期間配分をもたらすにすぎない」という説明の中の、「異なった評価基準」に当てはまるものとして取得原価と修正原価を同時に掲げることはできないということを証明するものになっているように思う。逆に、取得原価と修正原価を他の資産評価基準と並列的に異なる資産評価基準として扱うことは、資本維持概念と資産評価基準は相互に独立に期間損益の決定に参加しているという田中自身の主張に矛盾を来すことになるのではなかろうか。

なお、田中の方法によれば、等しい損益を計算しながら複数の貸借対照表が作成されらることになるが、敢えて取得原価で表示をするならこのようにするしかないであろうということで(B)③ は作成されているわけではなく、それ自体意味のあるものとして提示されているように思われる。いわゆる修正原価会計と同じ利益額を表示しつつ資産の金額は取得原価のままという貸借対照表は、どのように理解されるべきものなのか、もっと詳しい説明が欲しいように思う。

次に,物的資本維持概念の場合について見てみよう。物的資本維持概念のもとでの利益計算システムとしては,資産評価を取替原価で行ったものが代表的なものとして挙げられるようであるが,

(C) ①取替原価/物的資本維持概念の場合

| 期末貸借対照表 | | | | | | 損益詞 | †算書 | |
|---------|---|-------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|
| 現 | 金 | 900 | 資本金 | 1,300 | 売上原価 | 780 | 売上 | 900 |
| 商 | 品 | 520 | 純利益 | 120 | 純 利 益 | 120 | | |
| | | 1,420 | | 1,420 | | 900 | | 900 |

これを上と同じ設例で考えてみると(C)①のような計算結果が示されることになるであろう。

シュウェイダー,田中とも,物的資本維持概念についても種々の資産評価基準と結び付きうることを主張しているが,シュウェイダーは一般購買力資本維持概念のもとでの例証だけで,物的資本維持概念については資産評価問題に関する計算例をいっさい示していない。一方,田中は取替原価で資産評価を行った場合の他に,取得原価で資産評価を行った場合についても具体的に計算方法を示しているので,まず先に田中の計算方法から見てみることにする。(田中の方法でも資産評価を取替原価で行った場合,(C)①と同じ計算結果になると考えられる。)

(C) ②取得原価/物的資本維持概念の場合——田中の場合

| 期末貸借対照表 | | | | | | 損益詞 | †算書 | |
|---------|----|---------------------|--------|-----------------------|---------------|-------------------|-----|-----|
| 現商 | 金品 | 900 400 1,300 | 資本金純利益 | 1,180 120 1,300 | 売上原価 純 利 益 | 780 120 900 | 売上 | 900 |

ここでは、貸借対照表の資本の額は¥1,180と表示され、これが取得原価で評価された純資産の金額¥1,300と比較されて差額の¥120が利益として求められる形になっている。この¥1,120という金額は、期首の資本¥1,000に、A商品10個のうち販売された6個分だけについての修正額、(¥130-¥100)×6=¥180、が加えられたものである。田中の説明によれば、物的資本維持会計においても資本修正について実現部分と未実現部分に分けて考えることができ、この設例でいえば、売上原価の修正¥180に対応する部分だけが実現資本修正ということになる。この取得原価評価の貸借対照表は、取替原価で資産評価を行う(C)①の貸借対照表借方の商品修正額¥120と貸方の資本修正のうちの未実現部分¥120を相殺することによって作成され、また、このような貸借対照表上での相殺は損益計算に影響を及ぼさないので、取得原価評価の場合の損益計算書は取替原価評価の場合の損益計算書と同じものになるというわけである。

それゆえ、物的資本維持会計においても資産評価基準として取得原価を採用した場合と取替原価 を採用した場合に計算される期間損益は常に等しくなり、また、そうなるように資産評価に応じて 資本修正の額が決定されることになるのであれば、一般購買力資本維持概念のときと同じように、 ここでもやはり、田中の説明の中の「異なった評価基準」に当てはまるものとして取得原価と取替

⁹⁾ シュウェイダーの資本維持概念と資産評価基準の関係についての説明と一般購買力資本維持概念のもとでの計算例から考えるならば、物的資本維持概念のもとでの利益計算においてもやはり、資産評価基準とは無関係に、期首資本は採用される資本維持概念にもとづいて期末数値に修正され(つまり、期末貸借対照表における維持すべき資本の額はいずれの資産評価基準のもとでも等しく一定で)、その金額と、種々の資産評価基準によって全く別個に算定された期末純資産の金額とが比較されて利益が求められる形にならなくてはならないように思われる。

¹⁰⁾ 田中,上掲書, pp.241-242。

原価を同時に掲げることはできないのではないか,逆に,取得原価と取替原価を異なる資産評価基準として並列的に扱うことは,資本維持概念と資産評価基準は相互に独立に期間損益の決定に参加しているという主張を成り立たないものにしてしまうのではないか,ということが指摘されるであろう。

ここまでの考察から、少なくとも、一般購買力資本維持概念のもとで取得原価と修正原価を単純 に異なる資産評価基準として扱うことには問題があるということ、および、物的資本維持概念のも とで取得原価と取替原価を単純に異なる資産評価基準として扱うことには問題があるということが 言えると思うが、かかる指摘はそれだけで終わるものではない。

一見したところ,田中の物的資本維持概念のもとでの取得原価評価による貸借対照表の作成方法 は,先に示した田中の一般購買力資本維持概念のもとでの取得原価評価による貸借対照表の作成方 法と非常によく似ている。どちらの場合も,もとの貸借対照表――前者に関しては取替原価評価の 貸借対照表,後者に関しては修正原価評価の貸借対照表――の未実現部分を削り落とすという形で 作成されている。問題はそこである。両者間のこのような類似というのはどこまで意味をもつもの であろうか。つまり、物的資本維持概念のもとでの取得原価評価と取替原価評価との関係は、一般 購買力資本維持概念のもとでの取得原価評価と修正原価評価との関係と同じに捉えることができる と考えられているのであろうか,あるいは,同じに捉えようとされているのであろうか,というこ とである。結局,それは,物的資本維持会計における物的ということの意味を具体的にどのように 解釈するか,ないしは,どのように解釈することができると考えるか,という問題である。した がって、田中の場合にも、両資本維持概念のもとで取得原価評価の貸借対照表が似たような形で作 成されるということ以前に、そもそも、取替原価評価の物的資本維持会計のもとで実現資本修正・ 未実現資本修正を計上することの意味、および、修正原価評価の一般購買力資本維持会計のもとで 実現資本修正・未実現資本修正を計上することの意味が明らかにされなくてはならない。本稿で検 討の対象としている彼の主張が,全体として成立する可能性があるかどうかは,すべて,それにか かっていると言ってもよい。

さて、今、上で見たように、田中の場合、物的資本維持概念のもとで、取替原価で資産評価を行った場合と取得原価で資産評価を行った場合、常に等しい期間損益が算定されることになり、相対的な利益の先取りや繰延べということは起こらないことがわかった。一般購買力資本維持概念のもとでは取得原価と修正原価の扱いが問題となるものの、種々の資産評価基準によって相対的な利益の先取りや繰延べということが起こることは一応、示されていると思うが、物的資本維持概念については、シュウェイダーはいっさい計算例を示しておらず、田中も取替原価と取得原価以外の資産評価基準のもとでの計算例は取り上げていないため、結局、物的資本維持概念のもとでは彼らの主張の成立を証明するようなものは具体的には何も提示されていないということになる。

これまで物的資本維持概念については、「物的資本維持会計のもとでは資本は物財そのものと捉えられ、従って、その維持も金額的維持ではなく、実物の数量的維持が問題とされる」というように説明されてきたと言ってよい。そこでは金額に対して、それ自体は意味のないものであるといった解釈や、一般には金額を付すのが普通であるが、その場合には、期末貸借対照表の借方資産のうち期首資本に相当する部分の合計と貸方資本に同じ金額を付すことが要求されるだけであるというような主張も見られる。もし、物的資本維持会計というものをこのように理解するならば、物的資本維持会計のもとでは、いかなる資産評価基準が採られようとも、それに相応するように「維持すべき資本」の金額も変えられることになるため、計算される利益は、どの場合にも等しくなるのではないだろうか。そうなると、田中の「資本維持概念は全体利益を決定し、資産評価は、全体利益の期間的な先取りや繰延べを行いながら、その期間配分を行っている」という説明は物的資本維持概念について意味のあるものと言えるであろうか、また、「資本維持概念と資産評価基準は相互に独立に期間損益の決定に参加している」という主張は物的資本維持概念のもとで成り立つと言えるであろうか、という疑問が湧いてくるのである。

逆に、彼らの資本維持概念と資産評価基準の関係に関する主張が、全体として成立し、意味のあるものになるためには、物的資本維持会計について少なくともこれまでとは異なった解釈がなされなければならないであろう。要するに、物的資本維持会計のもとでも資本の金額それ自体が意味をもつということである。そういった主張がなされると同時に、やはり、採用される資産評価基準によって計算される期間損益は異なるものになりうるということが具体的に示されなければならないのではないかと思う。

Ⅳ おわりに

会計上,資本維持概念は利益を決定づけるものとして位置づけられているが,「種々の資本維持概念が提唱されていて現在も意見の一致はみられていない」というように説明されていることからすると、それら資本維持概念と呼ばれるものは互いに異なるものとして区別されているということ

¹¹⁾ この点について森田は次のように述べている。「実体資本維持会計における『維持すべき資本』一期間 利益判定の基準となる資本一は、物量によって表現される大きさであり、したがって、期末貸借対照表の貸方に示される資本の金額は、それ自体としては意味がない。資産の評価額についても同様である。ただし、期末貸借対照表で金額表示をする場合には、両者の金額の差額として純利益が計算されるのであるから、期末貸借対照表における期首資本に相当する借方資産の評価額の合計は、貸方資本項目(純利益は除く)の金額と一致していなければならない。したがって、資本項目の金額は、それに相当する借方資産項目がいかなる基準で評価されているかにより変わるのであり、常にその評価額と一致する金額が付されなければならない。反対に、貸方資本項目の金額をまず決定すれば、借方資産項目の評価基準は、それに規制されることになる。いずれにせよ、貸方資本項目の金額はそれ自体としては意味がないのであり、借方資産項目の評価基準で計算された物量を意味するにすぎないのである。」と。森田哲彌『価格変動会計論』国元書房、1979年、p.79。

になる。しかしながら,異なる種々の資本維持概念も,会計上の資本維持概念として扱われる以上 は何かしら統一的な説明がなされなければならないはずである。それゆえ,そういった意味から, 田中やシュウェイダーの,資本維持概念は「全体利益」を決定するものであり,そして資産評価は 「全体利益」の期間的な先取りや繰延べを行いながらその期間配分を行うものであるという主張, および,資本維持概念と資産評価基準とは相互に独立に期間損益の決定に参加しており,また,理 論的にはすべての資本維持概念がすべての資産評価基準と結び付きうるという主張は十分検討に値 するものであると思われる。

前章までの考察からは、彼らの主張がすべての資本維持概念のもとで全く同じに成立するということが証明されているとは言えないと結論づけられることになるであろうが、どうすれば全体を統合的に説明することができるか、今後さらに様々な角度から整理しなおしていかなければならない。彼らの主張には「全体利益」という概念が持ち出され、しかもそれが主張全体を通して中心に置かれている。このことに対しては、現在の継続企業を前提にした会計の説明とは相容れないものであるという批判がなされるかもしれない。しかしながら、「全体利益」という用語が出されたという、そのことだけを理由に最初から彼らの主張を否定し去るのではなく、むしろ、これまでに提唱されている種々の資本維持概念がどこまでなら統一的に説明されうるか、同時に、相互間の決定的な違いは何かということを明確にし、各種の資本維持概念がどのようなものとして想定されているのか、その特質を浮き彫りにする上で、「全体利益」という概念を役立てていくことができるのではないかと思う。

なお、田中が提示している計算方法からは、同じ損益計算に対して複数の資産評価(金額表示)ということの可能性が示唆されているわけであるが、この問題は最終的には損益計算における貸借対照表の位置づけということにつながってくるものである。それゆえ、会計上、重要なテーマとして扱われるべきものであることを一言付け加えておきたいと思う。

参考文献

Keith Shwayder, "The Capital Maintenance Rule and the Net Asset Valuation Rule," *The Accounting Review*, April, 1969, pp.304-316.

田中茂次『利潤計算論』中央経済社,1970年。

『物価変動会計の基礎理論』同文舘,1989年。

森田哲彌『価格変動会計論』国元書房,1979年。

『体系近代会計学Ⅷ・インフレーション会計』,中央経済社,1982年。

今井敏博「資本維持概念について――期間損益上の概念か全体損益計算上の概念か――」

『函大商学論究』第24輯,1991年3月。

石川鉄郎『時価主義会計論』中央経済社,1992年。